

4 基盤整備を行いたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

基盤整備に係る事業費を補助することにより、事業の実施を支援します。

【事業名：農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設整備事業・畑地帯総合整備事業、農地耕作条件改善事業、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）】

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）

主な支援内容

1. 農地の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農地の大区画化や排水対策等により、生産コストの削減や農業の高付加価値化を支援。



（主な特徴）

- 農地の集積・集約化率に応じて、受益者の負担軽減が可能
- 農地中間管理機構が借り入れている一定規模以上の農地等では、受益者負担なしで整備が可能
- 畦畔除去等の簡易な整備も支援

2. 農業水利施設等の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、汎用化・畑地化や水管理の省力化等に向けた整備を支援。



パイプライン化



排水路



暗渠排水



老朽化した水路



自動給水栓



畑地かんがい施設



耐震照査

水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備

畑地の総合的な整備や高収益作物の導入に向けた整備

農業水路等のきめ細かな長寿命化・防災減災対策

（主な特徴）

- 農地の集積・集約化や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて、受益者の負担軽減が可能

3. 情報通信環境の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附属設備の整備を支援。



お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：

- 1：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL：03-6744-2208）
- 2：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）
- 3：農村振興局地域整備課農村資源利活用推進班（TEL：03-6744-2209）

5 新たに農業を始めたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金】

対象となる方

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者

支援内容

交付額：12.5万円／月（最大150万円／年）×最長3年間

- ※1 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分（最大225万円/年）を交付します。
複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。
- ※2 以下の場合は返還となります。
 - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
 - ・適切な経営を行っていない場合
 - ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

交付要件

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- ③ 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること
- ④ 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年世帯所得が600万円以下であること

お問い合わせ先 ・市町村の農政担当窓口

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

就農後の経営発展のために都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（通常枠）】

対象となる方

49歳以下の認定新規就農者（令和6年度以降に農業経営を開始した方）

支援内容

・機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援

支援額：補助対象国費上限：500万円

（経営開始資金の交付対象者は上限：250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

交付要件

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、
継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- ③ 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から
農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

6 新たな人材を確保したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、農業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する農業法人等に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

【農業法人等の主な要件】

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
- ・ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
（雇用就農者が支援終了後に独立することを前提としている場合は有期雇用でも可）
- ・ 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去 5 年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2 名以上の場合、農業への定着率が 2 分の 1 以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp：<https://www.be-farmer.jp/>）に掲載していること

【雇用就農者の主な要件】

- ・ 原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大60万円（最長4年間）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。
- ※ 1 経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降の助成額は年間最大20万円
- ※ 雇用就農資金には、雇用就農者育成・独立支援タイプのほか、就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人の設立による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して資金を助成する「新法人設立支援タイプ」もあります。
助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代の経営者を育成するため、国内外の先進的な農業法人や食品企業等の異業種の法人に職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

【事業名：雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）】

対象となる方

次世代の経営者を育成するため、職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。主な要件は以下のとおりです。

【派遣元となる農業法人等の主な要件】

- ・派遣する職員を正職員として雇用していること
- ・派遣を受け入れる法人との間に出向契約を結ぶこと
- ・研修終了後1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること
(個人経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること)

【派遣を受け入れる法人の主な要件】

- ・派遣元となる農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、職員を受け入れること
- ・受け入れた職員を労働保険（雇用保険、労災保険）に加入させること
- ・次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること

【派遣職員の主な要件】

- ・派遣元となる農業法人等の役員、正職員又は個人経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- ・原則55歳未満の者であること

支援内容

助成額：月最大10万円（①②合計）（最短3ヶ月～最長2年間）

助成対象経費

- ①派遣する職員に替わり新たに雇用する職員（代替職員）の人件費
- ②派遣する職員の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金
(いずれも派遣元が負担するものに限り)

お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

新規就農者の誘致体制の整備や研修農場の整備を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業】

対象となる方

市町村、協議会、民間団体等

支援内容

1 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備 等

（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

・短期農業研修の実施

・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等を実施

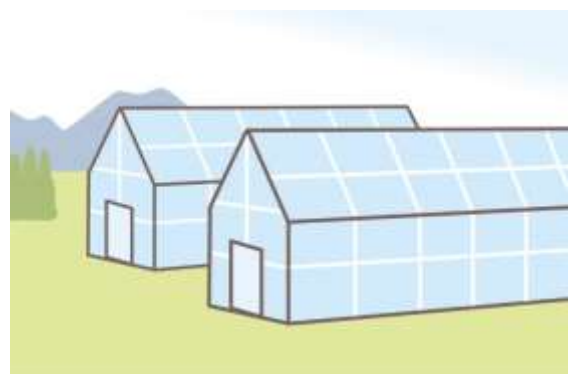
2 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

補助率

1：定額

2：2分の1以内



お問い合わせ先

都道府県、市町村の農政担当窓口

農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

〃

農業教育G（TEL：03-6744-2162）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域協議会等が実施する就労条件や労働環境改善などの働き方改革を推進するための取組を支援します。

【事業名：雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（就労条件改善タイプ）】

対象となる方

以下の要件を満たす協議会等

- ①従業員（雇用契約期間が1か月以上の者で、正規職員・パートタイム職員等の別は問わない。）を雇用し、就労条件改善に取り組む農業経営体（農援サービス事業体を含む）を3者以上含む
- ②関係機関（事業の実施に加え、本事業終了後も産地等の就労条件改善を推進する能力及び意欲を有する者。地方公共団体や指導農業士会、JA、法人協会、青年農業者団体等）を1者以上含む
※雇用型経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合は、1経営体以上で申請可能。
※①に加え、今後、従業員の雇用を予定しており、就労条件改善に取り組む農業経営体を構成員に含めることも可能。
- ③事務の実務手続を定期的かつ効率的に行うための運営規定が定められている
- ④その他本事業を行う意思や計画、能力、労働力確保に関する知見を有する

支援内容

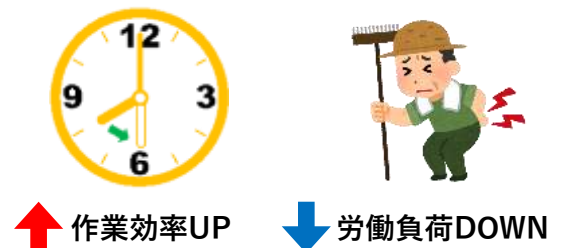
農業現場における労働力不足を解消するため、働きやすい就労環境づくりに向けた以下の取組を支援します。



1. 働きやすい環境づくり計画の策定・推進
 - ・働きやすい環境づくり計画の策定や取組状況の確認のための会議の開催
 - ・協議会構成員（農業経営体）における就労条件や従業員の満足度を把握するための調査の実施
2. 働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施
 - ・就労条件改善、労務管理に係る研修会の開催・パンフレットの作成
3. 就労条件改善の取組
 - ・就業規則等の策定・見直しのための社会保険労務士等によるコンサルティング費用 等
 - ・労働時間の削減のための経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入 等
 - ・労働負荷削減のための見直しのための作業工程の見直し、作業マニュアルの作成 等
 - ・マネジメント体制の強化のための人事制度や人材管理システムの導入 等
4. 就労条件改善を労働力の確保につなげるための取組
 - ・求人広告の掲載、就職説明会への出展やイベントの開催、応募した労働者に対する研修会の開催 等

<助成額>

- 1 協議会あたり上限2,000万円（定額）
※就労条件改善に取り組む農業経営体数×100万円で算出



お問い合わせ先

○事業実施主体は公募により選定
農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G
(TEL：03-6744-2160)



事業詳細は
QRコードから

7 経営継承した後の経営を発展させたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

後継者が行う、経営継承後の経営発展に関する取組を支援します。

【事業名：経営継承・発展等支援事業】

対象となる方

地域農業の担い手※である先代事業者（個人事業主または法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません）

※ 地域農業の担い手とは、市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者をいいます。

支援内容

国の補助率：1/2以内

補助上限額：100万円（国と市町村が1/2ずつ負担）

※ 市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

対象となる取組：経営発展計画に位置付けられた以下の取組（事業費を要する取組に限る）が対象となります。

①法人化	②新たな品種・部門等の導入	③認証取得	④データ活用経営	⑤就業規則の策定
⑥経営管理の高度化	⑦就業環境の改善	⑧外部研修の受講	⑨販路開拓	⑩新商品開発
⑪省力化・業務の効率化	⑫規格等の改善	⑬防災・減災の取組の導入		

補助対象経費：経営発展計画に位置付けられた取組に対して、以下の経費を支援します。

a: 専門家謝金	b: 専門家旅費	c: 研修費	d: 旅費	e: 機械装置等費	f: 広報費	g: 展示会等出展費
h: 開発・取得費	i: 雑役務費	j: 借料	k: 設備処分費	l: 委託費	m: 外注費	

対象者の要件

○下記の（ア）～（オ）に掲げる者であること。

- （ア） 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
- （イ） 今後目標地図に位置付けられることが見込まれる者
- （ウ） 認定農業者
- （エ） 認定就農者
- （オ） その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

○個人の場合

- ・ 令和6年1月1日から経営発展計画の提出時までに、地域農業の担い手である先代事業者から経営に関する主宰権の移譲を受けていること※¹
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること
- ・ 青色申告者であること※²
- ・ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること 等

※¹ 所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合

※² 所得税法第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者をいいます

○法人の場合※¹（経営継承と同時に法人化した場合も含まれます）

- ・ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。
 - （ア） 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が地域農業の担い手であり、令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること※²
 - （イ） 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が地域農業の担い手であり、令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、自らまたは先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること※³ 等

※¹ 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織）を含みます

※² 法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限りです

※³ 法人税法第121条第1項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいいます

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6910-1124）または最寄りの市町村
- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班（TEL：03-6744-2143）

8 経営を継承する人材を確保・育成したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営継承を受けることを希望する就農希望者を一定期間雇用し、就農者による新たな法人設立に向けて農業技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を行う個人経営体に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する農業法人等に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

（経営体の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること
- ・ 従業員として雇用契約を締結すること
- ・ 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去 5 年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2 名以上の場合、農業への定着率が 2 分の 1 以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たにに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP：<https://www.be-farmer.jp/>）に掲載していること

（雇用就農者の主な要件）

- ・ 本事業での支援終了後 1 年以内に法人設立する意向がある原則 50 歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから 4 ヶ月以上 12 ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が 5 年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の 3 親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大 120 万円（最長 4 年間、ただし 3 年目以降は年間最大 60 万円）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間 15 万円加算。

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用 G（TEL：03-6744-2160）

9 経営を継承して新規就農したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取り組みを後押しします。

【事業名：新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）
・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）】

対象となる方

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容

① 経営資源の有効利用に向けた取組

機械・施設等の経営資源を継承・利用するために
必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費

② 円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）

③ 経営発展に向けた取組

機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費

支援額：補助対象国費上限：600万円（①と②の合計）

補助率：①・② 国1/3、都道府県または市町村1/3（任意）

③都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

交付要件

- ① 将来像が明確化された地域計画※¹又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
- ② 令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人※²であること
- ③ 青色申告を行うこと
- ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること
- ⑤ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可

※¹ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域

※² 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

お問い合わせ先 ・市町村の農政担当窓口

10 集落営農の活性化を図りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

【事業名：集落営農連携促進等事業】

対象となる方

集落営農、都道府県、市町村 等

支援内容

1 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援



集落営農の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の連携・合併に向け、収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、組織体制の強化及び効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

○ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

○具体的な取組の実行への支援

- ① 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
- ② 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
- ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

2 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

11 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

【事業名：スーパーL資金、農業近代化資金】

対象となる方

支援内容

融資機関	資金	貸付対象者	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫等	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	認定農業者（注1）	25年以内 （据置10年以内）	個人 3億円 （複数部門経営等は6億円） 法人 10億円 （民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）
農協等	農業近代化資金	認定農業者（注1）	15年以内 （据置7年以内）	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者（注2） 集落営農組織等	15年以内 （据置3年以内）	個人 1,800万円 法人、団体 2億円

（注1）認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

（注2）主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上）であること等の条件を満たすものです。

◆スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置 → 22ページへ
→ 貸付当初5年間の金利負担軽減措置等

お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

資金の確保

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

【事業名：スーパー L 資金、農業近代化資金】

対象となる方

- ・認定農業者（スーパー L 資金）
- ・認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

支援内容

＜貸付限度額＞ 500万円

※ 融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断されることその他一定の要件を満たす必要があります。

特徴

500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速 1 週間（クイック融資）で判断されます。

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間の金利負担等を軽減します。

【事業名：担い手経営発展支援金融対策事業、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業】

対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす認定農業者

- 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

※ 担い手経営発展支援金融対策事業は、上記の要件に加え、新たに攻めの経営展開に取り組むこと等が必要となります。

支援内容

貸付当初 5 年間の金利負担を軽減します。また、農業近代化資金については、貸付当初 5 年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパー L 資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減するとともに、農業信用基金協会の債務保証に係る引受当初 5 年間の保証料を助成します。

※ 利子助成の対象となる借入金上限は、スーパー L 資金で 20 億円、農業近代化資金で 2 億円です。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業にあっては、スーパー L 資金で個人は 3 億円、法人は 10 億円）

お問い合わせ先

- ・**（株）日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫**
- ・**最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合**
- ・**最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど**
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

12 経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に
必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

【事業名：農地利用効率化等支援交付金】

○ 地域農業構造転換支援タイプ

対象となる方

将来像が明確化された地域計画（目標集積率 8 割以上等）の目標地図に位置付けられた者

支援内容

補助率：購入 3/10 以内、リース 定額
配分上限額：1 経営体当たり 1,500万円

◆ リースの対象は、農業用機械のみとなります。

○ 融資主体支援タイプ

対象となる方

目標地図に位置付けられた者

支援内容

補助率：3/10 以内
配分上限額：1 経営体当たり 300万円（必要な要件を満たす場合は600万円）

◆ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援します。



大型トラクター



ドローン

13 産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備、栽培体系の転換等を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策】

対象となる方

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内）

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

2 生産支援事業・効果増進事業（補助率：1/2以内等）

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

実施要件

- ・成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（投資効率が1.0以上であること） 等

特徴

以下のような取組に活用できます。

【効率的な施設整備の推進】

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



【省力的・効率的な栽培体系の導入】

- ・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組



【施設野菜団地の育成】

- ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地域農業再生協議会
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

14 カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

支援内容

産地収益力の強化、産地合理化の促進（補助率：1/2以内等）

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援

実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（投資効率が1.0以上であること） 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

育苗施設、乾燥調製施設、農畜産物処理加工施設、
集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設 等



乾燥調製施設
(ライスセンター)



農畜産物処理加工施設



集出荷貯蔵施設
(選果施設)



生産技術高度化施設
(低コスト耐候性ハウス)

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

【新基本計画実装・農業構造転換支援事業】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

支援内容

共同利用施設の再編集約・合理化（補助率：1/2以内等）

老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援

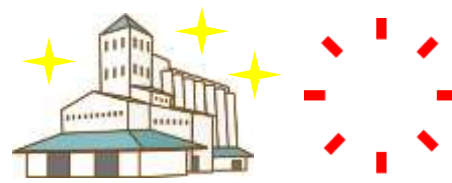
実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・再編集約・合理化計画を策定していること
- ・修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- ・原則として、単年度あたりの総事業費が5千万円以上であること
- ・再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

○複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の機能を組み替える



○複数の既存施設のうち全部又は一部を廃止し、機能をまとめる



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

15 機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

【農業経営基盤強化準備金制度】

対象となる方

青色申告により確定申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）又は認定新規就農者（個人）で以下のいずれかに該当する農業者

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置付けられていること
- 地域計画が策定されていない場合は、従来の人・農地プランにおいて中心経営体として位置付けられていること

※集落営農においても法人化することによって制度を活用できます。

※令和7年度以降、認定農業者が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、地域計画において農業を担う者として位置付けられていることが必須となり、**位置付けられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります。**

支援内容

認定農業者等が農業経営改善計画等に従って経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

【対象となる資産】

○農用地

農地、採草放牧地

【注意！】

農用地は、令和8年度から地域計画の区域内のものに限定されます。

○農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上の資産に限ります。）

- ・機械及び装置 ・器具及び備品
- ・建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
- ・構築物 ・ソフトウェア

（例）田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリ、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

【注意！】

トラックやフォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局・農政事務所・県拠点
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課税制・年金グループ（TEL：03-6744-0576）

16 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

【事業名：コメ新市場開拓等促進事業】

対象となる方

販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和7年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② 交付単価：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ 採択基準：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択

<留意事項>

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミズホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・ふくこのこ 等



お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備等※を支援します。【事業名：小麦・大豆の国産化の推進】
※関連事業で支援

対象となる方 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、都道府県・市町村等

支援内容

麦・大豆生産技術向上事業

麦・大豆産地が、生産性の向上に向け、「麦・大豆国産化プラン」を作成して行う以下の取組を支援。

- ・生産性向上の推進：地域の話合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援
(作付面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援)
- ・新たな営農技術等の導入：生産性向上や需要に応じた生産に向けた技術の導入、品種転換等を支援
(定額：内容に応じて1万円/10a以内)
- ・生産拡大に向けた機械・施設の導入：生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援（1/2以内）

【関連事業】

強い農業づくり総合支援交付金

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

産地生産基盤パワーアップ事業

産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備や再編集約・合理化等を支援

特徴

事業内容のイメージ

生産対策



営農技術の導入（定額）



農業機械の導入（1/2以内）



乾燥調製施設の整備（1/2以内）

流通対策



・ストックセンターの整備※（1/2以内）

消費対策



・加工設備・施設の導入※（1/2以内）

※関連事業で支援

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課（TEL：03-6744-2108）

17 国内資源を活用した肥料を生産・活用したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して国内資源を活用した肥料の利用拡大を図るに当たって、必要な施設整備や肥料の試作、効果検証に係る取組を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業】

対象となる方

- ・下水汚泥資源、家畜ふん尿、牛肉骨粉、食品残さ等の国内肥料資源の原料供給者
- ・国内資源を活用した肥料（国内資源由来肥料）の製造事業者
- ・国内資源由来肥料を利用する農業者団体 等

支援内容

- ・国内資源由来肥料の製造のための供給施設、肥料製造施設、肥料流通保管施設の整備
- ・国内資源由来肥料の試作や栽培実証、分析（肥料、土壌等）
- ・国内資源由来肥料及び原料の収集、運搬、加工（焼却含む。）、散布等に必要な機械及び堆肥や土壌の分析に必要な分析機器等の導入
- ・事業の効率的な取組に必要な調査や、取組拡大のための情報発信

お問い合わせ先

- ・都道府県協議会、地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局技術普及課国内資源ユニット（TEL：03-6744-2107）
農業環境対策課土壌環境保全班（TEL：03-3593-6495）



18 果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備の導入をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、
農地中間管理機構 等

支援内容

1 果樹経営支援対策事業

I 整備事業

- （1）改植・新植支援（補助率：定額、1/2以内）
※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件
産地計画に位置付けられた優良品目・品種への改植・新植を支援します。
特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の高い省力樹形の導入を推進します。**
面積要件：改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

（省力樹形の例）



りんごの超高密植
（トールスピンドル）栽培

<10a当たり改植（新植）支援単価・補助率>

① 慣行樹形等	② 省力樹形
みかん等のかんきつ類	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）
りんご等の主要果樹（※）	高密植低樹高（新しい化）栽培（りんご）
りんごのわい化栽培、	根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）
ぶどう（加工用）の垣根栽培	根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）
上記のいずれにも該当しない改植・新植	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）
	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等）
	朝日ロンバス方式（りんご）
	上記のいずれにも該当しない改植・新植
	定率（1/2以内）

（※）主要果樹：りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、
くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじく

（2）小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

生産性の高い園地づくりに向けた、以下の取組を支援します。

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備 等
面積要件：地続きで概ね10a以上（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）

（3）設備の導入支援（補助率：1/2以内）

防風ネット（多目的防災網も対象）、防霜ファン、モノレール等の設置を支援します。

面積要件：地続きで概ね10a以上

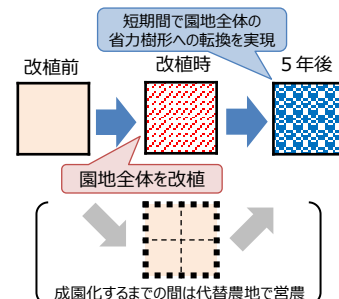
II 推進事業

（1）省力的樹園地への一斉改植支援

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において
営農を継続するための掛かり増し経費を支援します。

支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分。初年度に一括交付）

※代替園地における営農面積が支援対象



（2）技術的サポート支援（補助率：定額）

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、先進地や研究
機関からの指導者派遣や産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会の開催等に掛かる経費を支援します。

2 果樹未収益期間支援事業

1の（1）の取組とセットで、改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援します。

支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

省力樹形や優良品目・品種の導入のほか、高温障害の発生低減に向けた資機材の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）】

対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、農地中間管理機構 等

支援内容

新市場獲得対策

※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件

<園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）>

（１）果樹の改植・新植・未収益期間の幼木管理支援（補助率：定額、1/2以内）

優良品目・品種、省力樹形の導入を支援
（改植・新植と一体的に行う果樹棚等の設置も対象）
未収益期間の幼木管理経費を支援
（支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分））
※面積要件：地続きで概ね2a以上

（２）一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援（補助率：定額）

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援
（支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分））
※代替園地における営農面積が支援対象

（３）小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備、多目的防災網、防霜ファン、モノレール等の設置等を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
（土壌土層改良は概ね2a以上）

（４）改植・新植に伴う雨よけ設備の設置（補助率：1/2以内）

病害の低減に効果が認められる雨よけ設備の設置を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
※補助金上限額：160万円/10a

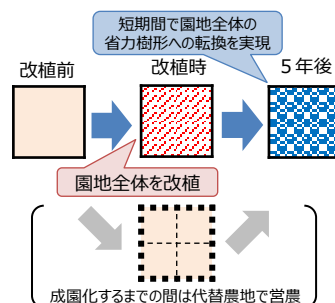
（５）高温対策資機材の導入（補助率：1/2以内）

支持設備等と一体的に導入する遮光ネットや、点滴かん水設備と一体的に導入するマルチシート、樹体や果実の冷却のための細霧冷房といった高温障害の発生低減に向けた資機材の導入を支援
※面積要件：地続きで概ね10a以上
※遮光ネット、マルチシートについて、既に導入済の設備がある場合は単品での導入も支援対象

（省力樹形の例）



りんごの超高密植
（トールスピンドル）栽培



多目的防災網の設置



簡易雨よけ設備の設置



遮光ネットの導入



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）